

定 款

一般社団法人早産児神経発達学会

令和 7 年 6 月 2 日 法 人 設 立
令和 7 年 月 日 改 訂

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人早産児神経発達学会と称し、英文では、Society for Preterm Infants Neurodevelopmentと表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、胎児及び早産児の神経発達、その傷害による神経後遺症の治療及び予防の研究を促進し、さらに患者家族のライフステージに沿った支援を持続継続的に行うための仕組みを多職種で構築することで国民の健康増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会及び教育セミナーの開催
2. 早産児の正常な神経発達の研究事業
3. 早産児の脳傷害の疫学的研究事業
4. 早産児の脳傷害による原因検索のための研究事業
5. 早産児の脳傷害の治療及び予防のための研究事業
6. 早産児の予防のための各種啓発活動事業
7. 早産児の神経発達に関するセミナー開催、広報活動事業
8. 早産児の神経発達に関する各種団体との連携事業
9. 早産児の脳傷害による後遺症に関するファミリーサポート事業
10. 早産児の神経発達症に関する社会認識の向上に資する事業
11. 早産児の神経発達症の患者における健康管理システム構築事業
12. その他当法人の目的を達成するために附帯又は関連する必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。ただし、貸借対照表に係る情報の提供はインターネットを使用する方法により行う。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、年会費を納めた個人

- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。
- 2 前号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人に入会しようとする会員は、医療従事者又は教育・保育・福祉の従事者とし、当法人所定の様式により入会の申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 当法人の会員は、当法人の目的を達成するため、会員の区別に応じて、社員総会において別に定める年会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、いつでも当法人を退会することができる。ただし、1か月以上前に書面をもって当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または賛助会員である団体が解散したとき

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(社員総会の開催)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 当法人の臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が開催する旨を決定したとき
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(社員総会のオンライン開催)

第14条 社員総会は、インターネットその他の電気通信手段を用いて、社員が当該手段により出席し、又は議決権を行使する方法により開催することができる。

2 前項の方法により開催する社員総会に出席した社員は、当該社員総会に出席したものとみなす。

3 理事長は、オンライン開催を行う場合において、社員が会議の内容を適切に把握し、かつ意思表示をすることができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 その他オンラインによる社員総会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

(招集)

第15条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に支障がある場合は、理事会の決議によりあらかじめ定めた順位の理事が務め、各理事ともに支障がある場合は、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第1条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会で選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事を除いた理事を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 業務執行理事のうち1名を副理事長とし、代表理事の推薦により決定する。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は監事の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に支障がある場合は、あらかじめ定めた順位により他の理事が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算については、事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様と

する。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

（事業報告及び決算）

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の非分配）

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 基金

（基金の拠出）

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議

- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局等

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(委員会)

第44条 当法人は円滑な運営を図るため、必要に応じ、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置及び運営等については、理事会の決議により定める。

第10章 附 則

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款の写しは原本と相違ないことを証明する。

令和7年10月17日

東京都豊島区東池袋2丁目62番10号池袋5thビル4F

一般社団法人早産児神経発達学会

代表理事 出口貴美子